さいたま市契約公報

臨時号外第5号 令和4年6月20日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告(1件)

○さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品配送業務・・・・・・・・・ 1

[水道局]

特定調達契約に係る一般競争入札の訂正 (1件)

○さいたま市水道局南部配水場外14か所で使用する電気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
さいたま市水道局東部配水場外3か所で使用する電気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
さいたま市水道局馬宮配水場外73か所で使用する電気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
さいたま市水道昌水道総会センターで使用する電気	5

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告(調達)第80号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和4年6月20日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名

さいたま市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品配送業務

- (2) 履行場所
 - さいたま市内
- (3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和4年7月20日から令和5年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4年度さいたま市の特定調達契約に係る業務委託の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業務「運送・運行」の受注希望業務「貨物運送・運行」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に同業務で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者(当該業務について登載がない者を含む。)は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和4年6月24日(金)までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいた ま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所疾病予防対策課担当 感染症対策係 電話 048 (767) 8353

(2) 交付期間

公告の日から令和4年6月27日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和4年7月1日(金)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法

ア 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において入札参加資格がない 者は、入札に参加する資格を有しない。
- (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限

令和4年7月7日(木)必着。書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所疾病予防対策課

(3) 入札の日時及び場所

ア日時

令和4年7月11日(月)午後2時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階栄養指導室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年7月11日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所保健総務課電話 048 (840) 2205 FAX 048 (840) 2228

(9) 業務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷 7-5-12 さいたま市保健福祉局保健所疾病予防対策課電話 048(767)8353 FAX 048(840)2230

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定 に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

- (1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所 ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において 無償で交付する。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健所疾病予防対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

Grocery delivery services to the homes of recovering COVID-19 patients in Saitama City

(2) Date and time of tender:

July 11, 2022, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

Disease Control and Prevention Division, Public Health Center, Health and Welfare Bureau, Saitama City

7-5-12 Suzuya, Chuo Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 338-0013, Japan

Tel: 048-767-8353

[水道局]

○特定調達契約に係る一般競争入札の訂正

さいたま市水道局公告(調達)第15号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により令和4年6月15日さいたま市水道局公告(調達)第14号において公告した一般競争入札について、次のとおり訂正する。

令和4年6月20日

さいたま市水道事業管理者 小 島 正 明

1 件名

- ア さいたま市水道局南部配水場外14か所で使用する電気
- イ さいたま市水道局東部配水場外3か所で使用する電気
- ウ さいたま市水道局馬宮配水場外73か所で使用する電気
- エ さいたま市水道局水道総合センターで使用する電気

2 訂正箇所

ページ	行	正	誤
6 5	2 8	https://www.city.saitama.jp/001	https://www.city.saitama.jp/001
		/006/002/050/070/080/p085568. ht	/006/002/050/070/080/p077306. ht
		<u>m1</u>	<u>m1</u>